

成果連動型民間委託契約方式推進交付金公募要領（二次募集）

1 目的

成果連動型民間委託契約方式推進交付金（以下「本交付金」という。）を、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「アクションプラン」という。）が定義する成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という）（ソーシャル・インパクト・ボンド（以下「SIB」という。）を含む。）を活用する地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「地方公共団体等」という。））に対し交付し、事例を蓄積することにより、地方公共団体等におけるPFSの一層の普及を図ることを目的とします。

2 交付対象となる経費

PFS事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分（以下「成果連動部分」という。）及びアクションプランが定義するSIBによるPFS事業の実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分（以下「ファイナンス部分」という。）（※）とします。

※想定される対象経費例

- ・特別目的会社（SPC）を設立する場合の諸費用
- ・信託契約を行う場合の手数料
- ・クラウドファンディング等により資金調達する場合の私募手数料
- ・資金調達にあたり必要な契約締結にかかる弁護士、司法書士等費用

3 交付対象とならない経費

(1) PFS事業の実施に関連のない経費

(2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいいます。）

(3) PFS事業以外にも利用可能な汎用性の高い備品に係る経費

(4) ファイナンス部分にあつては、資金提供者に対する利払いや償還相当分及び受託者の人件費

4 補助率・補助限度額

補助率は、2分の1とし、1件あたりの交付上限は、1,000万円とします。

ただし、S I BによるP F S事業を実施する場合は、1件当たりの上限を2,000万円とするとともに、その際のファイナンス部分の補助率は、10分の10とし、その上限を、500万円とします。

また、申請額は千円単位とします。

5 対象事業（応募要件）

地方公共団体等が実施するP F S事業であつて、以下の全てを満たすものを対象とします。

- ・ P F S事業を令和4年度に開始し、令和6年度末までに終了すること。
- ・ 成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドライン（以下「共通的ガイドライン」という。）を参考とした事業であること。
- ・ 本交付金の交付対象となる経費に対して、他の国の補助金等の交付を受けないこと。（※本事業の交付対象外の経費に対し、他の補助金等の交付を受けることは差し支えありません。）
- ・ ファイナンス部分の補助を申請する場合、民間事業者に対し、S I B手法の活用可能性を確認していること。また、ファイナンス部分の支払が固定支払によりなされていること。

6 交付までの流れ（予定）

交付金の活用を希望する地方公共団体は、公募期間中に下記10のとおり、必要書類を提出してください。

提出された事業計画書について、内閣府が審査を行い、採択、不採択の決定を通知します。

- | | |
|-------|-----------------|
| 3月23日 | 公募開始 |
| 6月30日 | 事業計画書の受付締切 |
| 7月上旬 | 審査結果通知（採択、不採択） |
| 7月中旬 | 交付金の交付申請書の提出（※） |
| 7月下旬 | 交付金交付決定 |

※ 審査の結果、採択となった地方公共団体は、内閣府の指示に従い、成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱に基づき、交付申請書を提出してい

たきます。

7 交付金交付決定を受けた地方公共団体等の責務等

交付金交付決定を受けた地方公共団体等（以下「補助団体」という。）は、P F S事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

（1）事業の適切な実施

補助団体は、交付要綱を遵守し、P F S事業全体の進行管理、P F S事業成果の公表等、P F S事業の推進全般についての責任を負っていただきます。交付申請書の作成、計画変更に伴う各種申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

（2）内閣府が指定する支援事業者による総括的評価等への協力及び必要書類の提出等

補助団体は、内閣府が指定する支援事業者による、事業実施状況の把握、事業の総括的評価が適切かつ確実に行えるよう、情報、書類の提出など、必要な協力を行ってください。

（3）交付金の経理

ア 補助団体は、交付を受けた交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令等に基づき、適正に執行してください。

イ 補助団体は、P F S事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、P F S事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておく必要があります。

ウ 補助団体は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

8 P F S事業内容やその成果等の報告及び公表

P F S事業内容や進捗状況等について、内閣府が実施する調査又は情報収集等に協力していただきます。また、P F S事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、P F S事業終了後、交付要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。その他、内閣府は、あらかじめ補助団体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

9 申請前の事前相談

公募期間中、事業計画書の提出に先立ち、応募に係る事前相談を受け付けます。事前相談では、内閣府から委託を受けたコンサルタント事業者から、成果指標の設定やP F S事業効果の算出等、本交付金の応募に向けた支援を受けることができます。

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

10 事業計画書の作成及び提出等

本事業への応募を希望する地方公共団体等は、以下の（１）の事業計画書を作成し、（２）の添付書類と併せて、提出期限までに電子メールにて御提出ください。

（１）事業計画書（別添）

（２）関係する添付書類（任意）

ア 成果水準書（仕様書）（案）

イ 契約書（案）

ウ 上記ア及びイを除く、その他の公募関係書類

エ その他事業に関する書類

（３）提出期限

令和４年６月３０日（木）

（４）提出先

下記フォームから御確認ください。

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

（５）事業計画書等の提出に当たっての注意事項

ア 事業計画書は、別添様式にて５ページ程度で作成してください。

イ 事業計画書の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。

ウ 事業計画書の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。

エ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

11 審査

（１）審査の手順

提出された事業計画書等について、内閣府において（２）の審査の観点に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、交付金の交付対象候補となる地方公共団体等を内閣府政策統括官（経済社会システム担当）が選定します。

なお、審査の過程においては、必要に応じて事業計画書等の内容について

ヒアリングさせていただく場合があります。

(2) 審査の観点

ア P F S活用の有効性

- ・ P F Sの特徴等を踏まえた事業内容となっているか。
- ・ S I Bによる P F S事業の場合は、その手法を活用する必要性（リスクマネーの必要性が高い規模であるか等）が高いものであるか。

イ 事業内容の妥当性

- ・ 事業内容が地域・住民に社会的便益をもたらすことが期待されるか。
- ・ 事業内容が共通的ガイドラインを参考としたものとなっているか。
- ・ より良質なエビデンスの蓄積につながる適切な成果評価の方法が設定されているか。

ウ 新規性等

- ・ 対象とする行政課題、事業目標、実施体制、想定する事業内容等について、先進性、新規性があるか。

エ 実現可能性

- ・ 民間事業者との対話が行われているか。
- ・ 地方公共団体等で必要な意思決定、議会での審議がされているか。

オ 横展開の可能性

- ・ 当該 P F S事業の目標は、他の地方公共団体にも共通するものか。
- ・ 当該 P F S事業によって得られる情報や知見は、他の地方公共団体が同様の事業を実施するに際し参考になるか。

(3) 審査結果の通知

審査の結果（採択、不採択）について、地方公共団体に通知します。採択に当たっては、審査結果に基づいて、交付申請等に当たり内容を修正すること等の条件を付すことがあります。

なお、採択の通知は、交付金交付の候補者となった旨知らせるものであり、交付金の交付は、別途、交付金交付の申請が必要です。

(4) 留意事項

ア 交付金の採択となった団体については、P F Sポータルサイトにて公表します。

イ 審査内容については、非公開とします。また、審査の経過、審査結果に関するお問合せにはお答えできません。